

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年4月12日

【会社名】 原信ナルスホールディングス株式会社

【英訳名】 HARASHIN NARUS Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原 和 彦

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市中興野18番地2

【電話番号】 (0258) 66 - 6711 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役執行役員 山 岸 豊 後

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市中興野18番地2

【電話番号】 (0258) 66 - 6711 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役執行役員 山 岸 豊 後

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年4月12日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社フレッセイホールディングス（以下、「フレッセイホールディングス」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社フレッセイホールディングス
 本店の所在地 群馬県前橋市力丸町491番地1
 代表者の氏名 植木 威行
 資本金の額 450,000千円（平成24年2月29日現在）
 純資産の額 13,082,886千円（平成24年2月29日現在）
 総資産の額 24,181,866千円（平成24年2月29日現在）
 事業の内容 スーパーマーケット経営を主体とした企業集団の持株会社

(注) 1 同社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結業績数値については記載しておりません。
 2 同社は会社法に基づく会計監査人の監査を受けております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単純合算)

事業年度	平成22年2月期	平成23年2月期	平成24年2月期
連結売上高 (千円)	58,948,611	60,192,869	62,350,123
営業利益 (千円)	970,447	1,139,160	1,277,832
経常利益 (千円)	1,101,507	1,251,311	1,512,441
当期純利益 (千円)	633,619	667,521	266,887

(単体)

事業年度	平成24年2月期
営業収益 (千円)	31,451,809
営業利益 (千円)	829,394
経常利益 (千円)	989,616
当期純利益 (千円)	17,200

(注) 1 フレッセイホールディングスは、平成23年9月1日を効力発生日とし、(現)株式会社フレッセイホールディングス(旧)株式会社フレッセイを分割会社、(現)株式会社フレッセイを承継会社とした会社分割を行い、持株会社体制に移行しました。フレッセイホールディングスの上記各数値(単純合算)については、平成22年2月期および平成23年2月期は(旧)株式会社フレッセイ単体の数値、平成24年2月期は(現)株式会社フレッセイホールディングスと(現)株式会社フレッセイの数値を単純合算して記載しております。

- 2 フレッセイホールディングスは、非上場会社であり、新日本有限責任監査法人による会社法に基づく単体決算の会計監査を受けておりますが、連結決算は行っていないため、連結財務諸表の監査は受けておりません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
株式会社ニューサンライフ	15.06%
フレッセイ従業員持株会	12.76%
植木 敏夫	11.84%
植木 威行	8.63%
植木 康夫	4.91%

(注) 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- 資本関係 該当事項はありません。
 人的関係 該当事項はありません。
 取引関係 該当事項はありません。

(2) 当該株式交換の目的

両社が主たる事業とするスーパーマーケット業界においては、近年、事業閉鎖や合従連衡など、業界再編が起こりつつあります。

その背景には、雇用環境の悪化や所得の低迷、社会保障制度の将来不安といったことに起因する消費者の生活防衛意識や低価格指向の高まりと消費低迷、同業他社の相次ぐ新規出店や低価格競争による競合関係の増大があります。また、競合の激化は同業に収まらず、業種の垣根を越えた総合スーパーやディスカウントストア、コンビニエンスストア、ドラッグストアとも激しくなっており、スーパーマーケット業界各社は、このような経営環境において多様なアプローチが求められています。

当社は、平成18年に株式会社原信と株式会社ナルスが統合し誕生して以来、時代を先取りし、自らの意思で「変革」に果敢に挑戦し、地域経済に根ざした新しいスーパーマーケット事業を創造することを目指してまいりました。具体的には、「日本一のサービス、SSM(スーパー・スーパーマーケット：大型の食品スーパーマーケット)200店舗、信頼の構築」を柱とする長期ビジョン「Advanced Regional Chain」に基づき、TQM(総合的品質管理)を基盤としたサービスレベルの向上、価格以上の価値を持った商品提供・品揃えの充実など、地域社会の一員としてお客様にご満足いただける店舗作りを継続しております。また、リージョナル・チェーンとして店舗数の拡大に伴うマスメリットを追求することで、お客様を始めとするステークホルダーに対しより付加価値の高い商品・サービスの提供を追及してまいりました。

一方、フレッセイホールディングスは「事業会社の企業価値拡大を通し、地域の発展と事業に関わる全ての人々の幸福の実現を目指す」ことを経営理念とし、人的価値、社会的価値、経済的価値の3つの企業価値を高める経営活動を進めております。スーパーマーケット事業では、食生活を豊かにする優良商品を提供することを使命と捉え、顧客のニーズを把握し固定客化を図るべく顧客マーケティングの実践にも注力してまいりました。平成19年には、ISO9001品質マネジメントシステムを取得し、その後、継続的運用により、顧客満足の拡大につなげるマネジメント体制の確立を進めております。出店政策においては、群馬県県央部を中心としたドミナントエリアの構築を基本戦略に据え、標準店である「フ

レッセイ」店舗のほか、近年では、高品質業態の「クラシード」「クラシーズ」店舗の展開を強化しております。

このように、当社およびフレッセイホールディングスは、「地域の生活を支える」ライフラインとしての責務を果たすことで、より豊かな生活の実現に寄与し、企業として発展・成長していくことが、両社の使命であると考え、それぞれ企業価値の向上に努めてまいりました。一方、両社はともに食品スーパー共同仕入機構シジシー・ジャパンに加盟し、また隣県に展開していることもあり、緊密な情報交換を行うなど友好関係にありました。その中で、様々な選択肢を検討した結果、新潟県・長野県・富山県に69店舗を展開し、北信越エリアを代表する食品スーパーマーケットである当社と群馬県・埼玉県・栃木県に49店舗を展開し、北関東エリアを代表する食品スーパーマーケットであるフレッセイホールディングスが上記の使命感を共有し、互いの独自性を尊重しながら両社の経営資源を融合することで、プライベートブランド等、販売規模を活かした新商品の開発や適価でより良質な食品の安定供給が可能となり、一層の競争力強化と、リージョナル・チェーンとしてのプラットフォームの更なる強化・拡大が期待できると考え、本経営統合を行うことが最適であるとの判断にいたしました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

本経営統合の方式は、平成25年4月12日に締結した本株式交換契約に基づき、平成25年10月1日を本株式交換の効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、フレッセイホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

なお、本株式交換については、株主総会での承認が必要となるため、平成25年5月29日開催予定のフレッセイホールディングスの定時株主総会および平成25年6月26日開催予定の当社の定時株主総会において承認を求める予定です。

また、平成25年6月26日開催予定の当社の定時株主総会において、商号の変更を含む定款の一部変更に係る議案の承認を得ることにより、本株式交換の効力発生日である平成25年10月1日(予定)付で、当社はアクシアル リテイリング株式会社に商号変更いたします。

株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	フレッセイホールディングス (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当の内容	1	0.86

(注) 1 株式交換に係る割当比率(以下、「本株式交換比率」といいます。)

フレッセイホールディングスの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.86株を割当て交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

2 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により当社普通株式5,873,800株を割当て交付いたしますが、交付する株式については当社が保有する自己の普通株式を充当し、残数については新たに普通株式を発行する予定であります。

なお、フレッセイホールディングスは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生日直前時において有する全ての自己株式(本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)を消却することを予定しているため、本株式交換により交付する株式数は、今後、修正される可能性があります。

3 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、フレッセイホールディングス株式を117株未満保有されている株主においては、当社の単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、東京証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。なお、当社の単元未満株式を保有することとなる株主においては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度を

ご利用いただくことができます。

- a 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）
会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取することを請求することができる制度であります。
 - b 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）
会社法第194条第1項および当社定款第10条の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主が当社に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元となるよう、当社の株式を売り渡すことを請求することができる制度であります。
- 4 1株に満たない端数の取扱い
本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなるフレッセイホールディングスの株主においては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、当社が1株に満たない端数部分に応じた金額を当該株主に交付いたします。

その他の株式交換契約の内容

当社が、フレッセイホールディングスとの間で平成25年4月12日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約

原信ナルスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社フレッセイホールディングス（以下「乙」という。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換について、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）株式交換完全親会社

商号：原信ナルスホールディングス株式会社

住所：新潟県長岡市中興野18番地2

（2）株式交換完全子会社

商号：株式会社フレッセイホールディングス

住所：群馬県前橋市力丸町900番地1

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主に対して、乙の普通株式に代えて、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.86株の割合をもって割り当てる。

2. 前項に従い、乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、甲は、当該株主に対し、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
- (3) 利益準備金 金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2013年10月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

1. 甲は、2013年6月26日開催予定の定時株主総会において、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を求めものとする。
2. 乙は、2013年5月29日開催予定の定時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めものとする。

第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に定める場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙で協議の上、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時まで乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求により効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時まで消却する。

第8条（期末配当金）

乙は、2013年2月28日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、以下の金額を限度として期末配当を行う。

乙の株式1株当たり20円、総額136,600,000円

第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙で協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲もしくは乙が効力発生日の前日までに本契約第6条に定める株主総会において本契約の承認が得られなかったとき、国内外の法令に定める関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第11条（合意管轄）

本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2013年4月12日

甲 新潟県長岡市中興野18番地2
原信ナルスホールディングス株式会社
代表取締役 原 和彦

乙 群馬県前橋市力丸町900番地1
株式会社フレッセイホールディングス
代表取締役 植木 威行

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は、野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、フレッセイホールディングスは、ビジネスアスリート株式会社（以下、「ビジネスアスリート」といいます。）を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

野村證券は、当社については、当社の普通株式が東京証券取引所市場第1部（以下、「東証第1部」といいます。）に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成25年4月10日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

フレッセイホールディングスについては、非上場会社であるものの、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	フレッセイホールディングス	
市場株価平均法	類似会社比較法	0.434 ~ 1.021
類似会社比較法	類似会社比較法	0.292 ~ 0.783
D C F 法	D C F 法	0.837 ~ 0.884

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、当社およびフレッセイホールディングスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、フレッセイホールディングスおよびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成25年4月10日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社およびフレッセイホールディングスの財務予測については、当社およびフレッセイホールディングスにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

一方、ビジネスアスリーツは、当社については、当社の普通株式が東証第1部に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法（諸条件を勘案し、算定基準日である平成25年4月10日終値、算定基準日から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間および6ヶ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行いました。

フレッセイホールディングスについては、非上場会社であるものの、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
当社	フレッセイホールディングス	
市場株価平均法	類似会社比較法	0.691 ~ 0.930
類似会社比較法	類似会社比較法	0.569 ~ 0.815
D C F 法	D C F 法	0.849 ~ 0.925

ビジネスアスリーツは、株式交換比率の算定に際して、当社およびフレッセイホールディングスから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、当社、フレッセイホールディングスおよびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。ビジネスアスリーツの株式交換比率の算定は、平成25年4月10日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、当社およびフレッセイホールディングスの財務予測については、当社およびフレッセイホールディングスにより現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、D C F法による算定の基礎として、フレッセイホールディングスが野村證券およびビジネスアスリーツに提供した利益計画において、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これ

は、フレッセイホールディングスにおける新規出店および収益性改善による影響を見込んでいるためです。一方、当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

算定の経緯

当社およびフレッセイホールディングスは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、当社の株価動向、各社の財務状況、業績動向等を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、当社およびフレッセイホールディングスはそれぞれ上記2(3)に記載の本株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断にいたったため、平成25年4月12日に開催された当社およびフレッセイホールディングスの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、その算定に重要な影響を与える事由が発生または判明した場合等には、当社およびフレッセイホールディングスで協議の上、変更することがあります。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関である野村證券は、当社およびフレッセイホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、フレッセイホールディングスの第三者算定機関であるビジネスアスリーツは、当社およびフレッセイホールディングスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込みおよびその事由

フレッセイホールディングスは非上場会社のため、該当事項はありません。

公正性を担保するための措置

本株式交換に際して、公平性を担保することを目的として、当社およびフレッセイホールディングスはそれぞれ個別に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しております。

当社は第三者算定機関である野村證券に、フレッセイホールディングスは第三者算定機関であるビジネスアスリーツに、それぞれ本株式交換に関する株式交換比率の算定を依頼いたしました。また、当社は、外部専門家として佐藤総合法律事務所および有限責任監査法人トーマツを、フレッセイホールディングスは、外部専門家として和田金法律事務所、さくら共同法律事務所およびビジネスアスリーツ会計事務所有限責任事業組合を起用し、それぞれデューディリジェンスを実施しております。なお、当社およびフレッセイホールディングスは、上記第三者算定機関より、合意された本株式交換比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得していません。

当社およびフレッセイホールディングスは、第三者算定機関による算定結果および外部専門家によるデューディリジェンスの結果を踏まえ、両社で協議および交渉を行ってまいりました。平成25年4月12日の両社の取締役会において、本株式交換に関する株式交換比率は両社の株主にとり妥当なものであると判断し、上記2(3)に記載の本株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

